

# 平成23年度広島県文化財保護審議会第1回会議議事録

平成23年12月19日

広島県教育委員会

平成23年度広島県文化財保護審議会第1回会議議事録

平成23年12月19日（月）午後1時開会

午後3時閉会

1 出席委員

会 長	澤 登 宜 久（元近畿大学教授）
会長職務代理者	中 田 高（広島大学名誉教授，広島工業大学名誉教授）
	安 嶋 紀 昭（広島大学大学院教授）
	安 藤 福 平（前広島県立文書館副館長）
	石 橋 昇（広島大学名誉教授）
	岡 橋 秀 典（広島大学大学院教授）
	小 都 隆（元広島県教育事業団事務局次長〔兼〕埋蔵文化財調査室長）
	片 桐 功（エリザベト音楽大学教授）
	佐 竹 昭（広島大学大学院教授）
	菅 村 亨（広島大学大学院教授）
	鈴 木 理 恵（広島大学大学院准教授）
	竹 下 俊 治（広島大学大学院教授）
	棚 橋 久美子（広島国際学院大学非常勤講師）
	西 本 寮 子（県立広島大学教授）
	濱 田 宣（徳島文理大学教授）
	林 武 広（広島大学大学院教授）
	福 本 幸 夫（帝京科学大学教授）
	藤 田 盟 児（広島国際大学教授）
	古 瀬 清 秀（広島大学大学院教授）

三 村 泰 臣（広島工業大学教授）

山 崎 博 史（広島大学大学院教授）

2 欠席委員

伊藤 奈保子（広島大学大学院准教授）

井 上 矩 之（福山大学教授）

太郎良 裕 子（ノートルダム清心女子大学教授）

松 井 輝 昭（県立広島大学教授）

3 出席職員

下 崎 邦 明（広島県教育委員会教育長）

木 原 健（広島県教育委員会事務局管理部長）

桑 原 隆 博（広島県教育委員会事務局管理部文化財課長）

## 平成 23 年度広島県文化財保護審議会第 1 回会議日程

日 時 平成 23 年 12 月 19 日（月）午後 1 時～午後 3 時

場 所 広島県庁自治会館会議棟 3 階 301 会議室

### 1 開会

### 2 広島県無形民俗文化財の指定について

### 3 広島県史跡の追加指定について

### 4 名勝縮景園の保存管理計画の策定について

### 5 報告

#### (1) 広島県重要文化財候補物件の部会審議状況について

#### (2) 文化財の登録等について

ア ユネスコ無形文化遺産保護条約に関する「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載について

イ 重要無形文化財「能楽」の保持者の団体の構成員の追加認定について

ウ 登録有形文化財の登録について

エ 文化財の現地調査状況について

#### (3) 県が保有すべき出土文化財の決定について

### 6 閉会

澤 登 会 長 : お待たせいたしました。ただ今から、「平成23年度第1回広島県文化財保護審議会」を開会いたします。

本日御出席の委員は、20名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数の過半数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

3月に起こりました東北関東大震災は、いまだに尾を引かざるを得ない状況にあり、改めて自然の力の大きさを実感しています。また、この頃は急に冷え込み、体調を崩していらっしゃる方もいるのではないかと心配しています。

さて、本日も多くの議事がございます。円滑な審議に御協力をお願いします。

続きまして、下崎教育長から御挨拶を頂きます。

教 育 長 : 教育長の下崎でございます。広島県文化財保護審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、年末の大変お忙しい時期にもかかわらず御出席いただいたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

皆様も御承知のとおり、本年は3月の東日本大震災を始め多くの災害が発生しました。お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された地域の一日も早い復興をお祈りいたします。

本年は、東日本大震災により、700件を超える文化財が被災するなど、自然災害による文化財の毀損が続いたほか、福山市鞆の浦歴史民俗資料館や竹原市の重要文化財春風館頼家住宅での文化財の盗難、山口県防府市の史跡宮市本陣兄部家の焼失など、人災による文化財の毀損事件も相次いで発生いたしました。

県教育委員会といたしましては、これらの事件の発生の後、市町教育委員会や所有者等に、文化財の防災について文書で注意を促すとともに、

国指定文化財の耐震診断の推進，火災報知器等の防災設備の設置や管理に要する経費に対し，補助を行ってきたところでございます。

このような残念なことがございましたが，大変うれしいニュースもございました。

去る10月27日，壬生の花田植がユネスコ無形文化遺産に登録されることが決定いたしました。本県の貴重な文化財が，多くの方々の御理解と御協力により，人類の文化を代表する貴重な無形文化遺産として認識され，紹介されることは，大変意義深いことと考えております。

昨年10月に策定された「ひろしま未来チャレンジビジョン」には，「ひろしまブランド」の確立を目指すことがうたわれています。県教育委員会といたしましても，「ひろしまブランド」の一つである県内所在の文化財を次世代に継承し，本県文化の振興を図るため，なお一層，文化財の保存・活用を推進してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には，文化財の保存・活用の推進に向け，それぞれの御専門の立場から，御指導，御助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は，広島県無形民俗文化財の指定等について御審議いただくことにいたしております。

委員の皆様方には，十分な御審議を頂きますようお願いいたしまして，御挨拶とさせていただきます。

澤 登 会 長 ： ありがとうございます。

ここで，本年4月1日付けで，事務局の異動があったと伺っておりますので，事務局から紹介してください。

事 務 局 ： 教育長の下崎邦明でございます。文化財課長の桑原隆博でございます。

会議の公開について

澤 登 会 長 : ありがとうございます。

次に、審議会の会議の公開について取決めを行いたいと思います。資料番号9を御覧ください。

特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思います。

また、「総会次第」の事項のうち、公開になじまないものがございませぬか。

濱 田 委 員 : 2の「議題」の(1)の「広島県無形民俗文化財の指定について」及び(2)の「広島県史跡の追加指定について」は、本日、指定することが適当であるところの審議会が広島県教育委員会に答申しても、広島県教育委員会の会議で指定の決定をするまでは、調査審議過程の真ただ中にあるということができます。

また、3の「報告」の(1)「広島県重要文化財候補物件の部会審議状況について」は、前回の会議で諮問を受け、私どもの美術工芸部会と書跡部会の合同で現在調査審議中の案件です。

会議を公開することにより、事前に調査物件が公になると、公正な調査審議に支障が生じるおそれがありますので、これらの案件は非公開が適当ではないかと思ひます。

澤 登 会 長 : ほかに意見はございませぬか。

(異議なし。)

澤 登 会 長 : それでは、2の「議題」の(1)の「広島県無形民俗文化財の指定について」及び(2)の「広島県史跡の追加指定について」並びに3の「報告」の(1)「広島県重要文化財候補物件の部会審議状況について」の三つの案件については、非公開とします。

今後の会議の順番につきましては、2の「議題」の(3)の「名勝縮景園

の保存管理計画の策定について」， 3 の「報告」の(2)の「文化財の登録等について」及び(3)の「県が保有すべき出土文化財の決定について」を公開とし，一旦休憩の後， 2 の「議題」の(1)，(2)及び3の「報告」の(1)について非公開として議事を進めてまいりたいと思います。

事務局は傍聴者を入室させてください。

なお，下崎教育長におかれましては，公務の御関係で，ここで退席されると伺っております。

教 育 長 : 失礼させていただきます。よろしくお願いします。(退席)

事 務 局 : 本日，傍聴希望の方は，いらっしゃいません。

名勝縮景園の保存管理計画の策定について
---------------------

澤 登 会 長 : それでは， 2 の「議題」に入ります。

(3)の「名勝縮景園の保存管理計画の策定について」，庭園部会の岡橋部会長から御説明をお願いします。

岡 橋 部 会 長 : 資料番号 3 を御覧ください。

名勝縮景園の保存管理計画の策定につきましては，平成 22 年 9 月 15 日付けで，会長から付託されたところでございます。

資料 3，答申案 2 ページを御覧ください。名勝縮景園の保存管理計画については，第 1 節 1 に掲げた文化庁の保存管理計画の定義に則り， 2 に記したとおり，周辺建物の高層化，植栽の過成長，施設の経年劣化，管理体制の変更など，縮景園をめぐる近年の諸課題に対応するため，広島県縮景園の将来あるべき姿を設定し，今後の保存及び現状変更等のあり方，植栽，施設等の維持管理及び整備のあり方，公開活用のあり方等を定めた文書として策定されるものでございます。

答申案 3 ページを御覧ください。この名勝縮景園保存管理計画に対し

て広島県文化財保護審議会としての意見を述べるため、庭園部会では、澤登委員を部会員外委員に迎えて、計3回の部会を開催し、慎重に審議を行ってまいりました。

また、文化庁文化財部記念物課長、並びに広島市都市整備局都市計画課都市計画課長、都市計画課都市デザイン担当課長及び広島市市民局文化財課長に対して、平成23年3月25日の広島県文化財保護審議会でお示しした中間報告及びこの審議会で委員から示された意見を提示した上で意見照会を行い、これら関係機関の意見及び審議会で委員から頂いた意見を答申案に反映させる作業をいたしました。

3月25日の広島県文化財保護審議会で委員から示された意見に関する審議結果を御報告いたします。

委員から示された意見のうち、<sup>たくすいち</sup>濯纓池について「古文書で水の状態を確認して、当初の状況に近づけてほしいと思います。」という意見につきましては、江戸時代後期の濯纓池の水の状態を示す古文書はないこと、明治時代の濯纓池の水質と現在の濯纓池の水質に大きな違いはないと推測されることを確認した上で、34ページ7行目に、濯纓池の美観を維持するための取組の現状を説明する記述を、また、111ページ24行目から30行目にかけて水質管理及び濯纓池の美観維持に関する注意事項を追記することで、質問の本旨である濯纓池の美観維持について方針を示すことにいたしました。

また、景観保全に係る「『広島市景観条例の制定や広島市景観形成基本計画の策定を受け、……一層取り組む』と記してあるのみで、広島市におんぶにだっこで、県は傍観者のようです。…広島市に任せきりではないことを示してほしい。バッファゾーンをどう考えるかということもあるので、これを機に景観保全について県も考えてほしいと思います。」という意見につきましては、縮景園の景観保全に当たって、県が、景観

法で規定する景観行政団体であり市内の景観に関する法的権限を有する広島市の取組に協力すべきことは当然であると考えております。

しかしながら、指摘を受けた 121 ページ 10 行目から記述しております文章については、県が、縮景園の景観保全という同じ目的のために、広島市と対等の立場で協力して共に働くことを述べており、県がとるべき行動内容を過不足なく説明していますので、変更の必要はないと考えました。

以上申し述べましたような審議の結果作成いたしましたのが、お手元の答申案でございます。その内容につきましては、事前に答申案を送付し、御覧いただいているとおりでございます。

以上でございます。

澤 登 会 長 : ただ今の御説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

澤 登 会 長 : ないようですので、「名勝縮景園の保存管理計画について」は本案により策定することが適当である旨答申することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

澤 登 会 長 : それでは、そのように取り計らいます。この後の事務処理は事務局が行ってください。

文化財の登録等について
-------------

澤 登 会 長 : 次に、3の「報告」の(2)の「文化財の登録等について」、事務局から説明してください。

質問等につきましては、最後にまとめてお願いします。

事 務 局 : 資料番号5の1ページを御覧ください。

まず、「文化財の登録等について」の1の「ユネスコ無形文化遺産保

護条約に関する「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載について、御説明します。

今年 11 月 27 日にインドネシアのバリ島で開かれました、ユネスコ無形文化遺産保護条約に関する政府間委員会で、本県の「壬生の花田植」が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることが決定されました。

無形文化遺産保護条約は、正確には、「無形文化遺産の保護に関する条約」といい、平成 15 年 10 月にユネスコ総会で採択されたものです。

この条約第 16 条第 1 項に、「無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成」することとされております。この一覧表に記載されたものが、いわゆる「無形文化遺産」でございます。

我が国では、これまでに、能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎など 18 件が無形文化遺産となっており、今回、本県の「壬生の花田植」と島根県の「佐陀神能」の 2 件が記載されましたので、無形文化遺産は合わせて 20 件となりました。

なお、世界全体では、232 件の無形文化遺産が「代表的な一覧表」に記載されています。

次に、2 ページを御覧ください。

2 の「重要無形文化財『能楽』の保持者の団体の構成員の追加認定について」、御説明します。

広島市西区にお住まいの「津村幸彦」氏、芸名「横山幸彦」氏が、今年 9 月 5 日に、重要無形文化財「能楽」の保持者として総合認定されている社団法人日本能楽会会員に、追加認定されました。

これは、津村氏が、「小鼓方」として能楽の技法を高度に体現し、重

要無形文化財「能楽」の保持者としてふさわしい者と認められたものです。

次に， 3 ページを御覧ください。

3 の「登録有形文化財の登録について」， 御説明します。

(1)の「呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫」が， 今年 10 月 28 日に国の登録原簿に登録有形文化財（建造物）として登録されました。

また， 4 ページにありますように， 福山市丸之内一丁目にございます「福山市福寿会館本館」ほか 4 棟を， 国の登録原簿に登録有形文化財（建造物）として登録するよう， 12 月 9 日に国の文化審議会が答申いたしました。

続きまして， 5 ページを御覧ください。

4 の「文化財の現地調査状況について」 御説明いたします。

まず， (1)の天然記念物「雄橋」についてですが， 今年 5 月 11 日に， 西側側面の土砂が一部崩落したという連絡が， 庄原市教育委員会からありました。そこで， 斜面崩壊の拡大のおそれの有無及び文化財的価値への影響について把握するため， 現地調査を実施しました。

現地調査の結果， 今回の斜面崩壊は自然現象であり， 文化財的価値は損なわれていないことを確認しました。

続きまして， 6 ページを御覧ください。

広島県史跡「今田氏城館跡」の毀損に係る現地調査について， 御報告いたします。

平成 23 年 5 月 3 日， 火曜日， 午前 9 時から正午にかけて， 山県郡北広島町今田に所在する広島県史跡「今田氏城館跡」の指定地域内の土地において， 県教育委員会の許可を得ずに土木工事及び現状変更が行われ， 県史跡の一部を毀損する事件が発生いたしました。

この事件に係り， 県教育委員会は， 平成 23 年 5 月 18 日， 小都史跡部

会部会長及び古瀬埋蔵文化財部会部会長を調査員として、県史跡の文化財的価値への影響及び原状復旧を始めとする今後の対応について、専門的見地から指導を受けるため、現地調査を実施いたしました。

県教育委員会といたしましては、本件に関して、今後、北広島町と協議の上、発生場所の土地の所有者に対し、復旧について、条例第 40 条で準用する第 14 条第 2 項の規定による勧告をするとともに、復旧方法を指導等したいと考えております。

以上でございます。

澤 登 会 長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

(意見なし)

澤 登 会 長 : ないようでしたら、次に(3)の「県が保有すべき出土文化財の決定について」、事務局から御説明をお願いします。

事 務 局 : 資料番号 6 を御覧ください。

「県が保有すべき出土文化財の決定について」説明します。

宮の本第 24 号古墳は、平成 19 年度に中国横断自動車道尾道松江線建設に伴い発掘調査を行った遺跡です。この古墳については、遺跡の重要性から審議会の委員の方から保存についての御意見を頂き、事業者と調整を行った結果、石室の複製と石棺・葺石を移設することになり、現在、保管施設の工事が行われております。

移設する場所は、みよし風土記の丘に隣接する三次市いにしへの里で、三次市の所管する土地です。三次市の歴史を語る上の重要な資料として公開・活用するために、三次市教育委員会から譲与の申請が出ております。

石棺及び葺石については、文化財認定がされており、所有権は県に帰属しています。県が保有すべきか否かについて、平成 23 年 12 月 5 日の

埋蔵文化財部会での審議の結果，県が保有すべき文化財に該当しない旨の意見を頂きました。

また，参考資料として「広島県保有出土文化財選定指針」を載せております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

澤 登 会 長 : ただ今の説明について，御意見，御質問がありましたら，御発言ください。

(意見なし)

澤 登 会 長 : ないようでしたら，「報告」を終わらせていただきます。

以上で，公開の議事が終了しました。

ここで，5分間休憩いたします。

【以下，非公開】

【以下については，非公開で議事を進めたが，平成24年1月13日の広島県教育委員会1月定例会において指定することが決定されたため，公開する。】

広島県無形民俗文化財の指定について

澤 登 会 長 : それでは，2の「議題」の(1)の「広島県無形民俗文化財の指定について」審議します。

今回の案件は「原神楽」です。

この案件は，広島県教育委員会教育長から，平成23年3月25日付けで，広島県文化財保護審議会会長あて，広島県無形民俗文化財に指定することについて当審議会の意見を求める旨の諮問がなされ，同日付けで民俗文化財部会に付託したものでございます。

この件について、民俗文化財部会の三村部会長から御説明をお願いします。

三村部会長：資料番号1を御覧ください。

「原神楽」については、平成23年2月28日に指定申請がなされ、8月28日に、民俗文化財部会委員4名により現地調査及び審議を行い、また11月10日にも審議いたしました。

まず、事務局から調書を朗読してください。その後、DVD及びスライドで説明します。

事務局：（調書朗読）

広島県無形民俗文化財指定調書（案）

【名称】原神楽

【保持団体】伊勢神社神楽団

【行われる場所】伊勢神社（廿日市市原）

【行われる時期】10月第二日曜日の前夜午後6時から翌午前1時頃まで  
（秋祭りのヨゴロ）

【内容】

[安芸十二神祇神楽の特徴]

安芸国西部（現広島市・廿日市市・大竹市）で行われる神楽は「安芸十二神祇神楽」と言われる。当地域では、近世初頭頃より周防山代地方（山口県東部）の神楽や、備後地方の荒神神楽に通じる神楽が行われ、それらをベースに近世末山県郡西部で行われていた「大歳舞<sup>おおとし</sup>」と呼ばれる神楽が南下し（湯来地域では「白砂舞<sup>しらさご</sup>」と言われた。）、それが融合・固定して「安芸十二神祇神楽」が編成された。

安芸十二神祇神楽の特徴として次の四点が挙げられる。

- ① 仮設の舞殿を建築する。
- ② 十二の演目構成。

③ 舞は急調子，楽は単純。

④ 中世期からの古い舞（湯立舞・所務分・荒平舞・將軍舞など）を伝承する。

県無形民俗文化財では，阿刀神楽（昭和 40 年指定，指定名称「神楽」と「津田神楽」（平成 20 年指定）が安芸十二神祇神楽の中から指定されている。

[原神楽の由来]

原神楽は廿日市市原にある伊勢神社の秋季例大祭（10 月第二日曜日）前夜に伊勢神社神楽団によって奉納される。昭和 32 年頃から約 20 年間，諸般の事情で活動を中断していたが，昭和 51 年，現団長ら青年団員 12 名がかつての舞手であった川原茂氏から指導を受け往時のままと再開した。

旧原村では近世中期頃に神楽が行われていた。宝永 6 年（1709）「佐伯郡原村諸事指出し帳」に 7 社（金剛丸王子社，国実王太子社，経之岡大歳社，長野八幡宮，森宗八幡宮，河末大歳社，河末八幡宮）が挙げられており，これら各社において社人による神楽が奉納されていたと推定される。その内容は享保 2 年（1717）の台本を書写した文政 2 年（1819）の神楽台本『十二神祇舞終始番付次第』のとおりと考えられる。文政 2 年（1819）の「佐伯郡原村国郡志御用に付下しらべ書出帳」の「風俗之事」の項に「年ニ寄り氏子おもひおもひ湯立舞又ハ十二神祇神楽執行仕候」とあり，この頃には十二神祇神楽が成立し一般人が神楽を行っていた。

明治 5 年（1872）の「佐伯郡原村明細帳」には前記 7 社が合祀され総社氏神伊勢神社と称したことが記されており，明治初期頃に伊勢神社への神楽奉納が始まったと考えられる。伊勢神社神楽団所蔵資料によると，原村にはこの頃「川末組」と「下の組」の二つの舞組が存在していた。

明治2年(1869)にはこの「下の組」から香川利三郎ほか2名が佐伯郡砂谷村(現広島市佐伯区湯来町大字白砂)に赴き、「天臺將軍」や「六根」など白砂舞の技術を学び、舞の充実を図ったという。明治33年(1900)10月12日付け広島県神職取締所の神楽人許可証には、「佐伯郡原村下組神楽人組長 末川賢一」と「神楽人 笹原一太郎」ほか6名の神楽人が記載されている。戦後の神楽奉納に当たってはGHQの許可を受ける必要があり、原村では昭和22年に「ススハキ」(1人舞)、「一方向」(2人舞)、「ユタテ」(2人舞)、「平舞」(4人舞)、「七夕」(2人歌舞)、「荒神」(4人舞)、「荒平」(2人舞)の許可手続きを経た上で奉納している。

[原神楽の芸態]

原神楽は社殿前に仮設した桧丸太柱(径7寸、高さ約2間)の舞殿(広さ2間四方、床高3尺)で行う。上部は通抜板で結びその上に竹笹八本を井桁に組んでかぶせる。四方に四季を示す切り飾りを下げ、舞殿の上四方と中央に天蓋を計5個吊り幡を下げる。

実施可能な演目はおよそ20演目を数える。衣装は神事舞では紫袴・黒着物を着け、手甲・白足袋・烏帽子・鉢巻が基本で、舞によっては狩衣・陣羽織・羽織・鎧・鎧下・毛頭・鍬形を着けることもある。採り物は右手に輪鈴、左手に色幣が基本で、舞により扇子・刀・長刀・弓・鬼棒・杖などを採る。奏楽は太鼓・手打鉦・笛(横笛または縦笛)で小太鼓は使わない。奏楽は極めて単純で、同一のフレーズを間断なく繰り返す。

平成22年10月9日に奉納された演目を奉納順に列挙すると以下のとおりである(下線で示したものは着面舞、カッコ内の数字は舞手数/演奏時間〔分〕を示す)。

- ①「神おろし」(全員/5)、②「湯たて」(2/15)、③「幣舞」(4/15)、④「一方向」(2/10)、
- ⑤「射口」(3/20)、⑥「すすはき」(1/10)、⑦「幣舞」(子ども 4/15)、

⑧「所務分」(6/20), ⑨「弓」(1/11), ⑩「なぎなた」(1/7), ⑪「二刀」(1/11), ⑫「合戦」(6/15), ⑬「荒平」(2/20), ⑭「大蛇」(7/30), ⑮「荒神」(4/40), ⑯「三鬼神」(4/25), ⑰「天臺將軍」(3/65)。(その他, 「恵比寿」(鯛釣り), 「三刀」, 「三かん」, 等を演奏可能。「所務分」に出演する六郎は着面)。

このうち①～⑦は神事的舞で祭場を清め諸神を迎える準備をする。⑧～⑫はいわゆる王子舞(あるいは五龍王)。⑬は鬼神の舞, ⑭⑯は神話に取材した舞, ⑮は剣舞に該当する。⑰は悪霊封じの神がかりの舞である。いずれも他の安芸十二神祇神楽で傳承されている芸態とほぼ同一である。⑧～⑫, ⑬, ⑮, ⑰は中国地方で中世期末より広く行われてきた荒神舞とほぼ同じ構成で, それと同類の神楽として位置づけることができる。

原神楽の特徴は, ①「神おろし」と⑰「天臺將軍」が残っている点にある。「神おろし」は舞殿に天臺將軍で使用する諸道具類(輪鈴・色幣・鎧・鎧下・刀・弓・白布・天蓋に下げる米等)を据え全員で行う。太夫役の者が米占で神楽の実施の許可を伺い, 成立したら神楽を開始することができる。

「天臺將軍」は別名「死に入り」(「神入り」とも)と言われ安芸十二神祇神楽では最終演目として行われる。「花舞」, 「刀舞」, 「弓舞」の三部から構成されている。舞の前に, 天蓋飾りを取り, 木杵に米袋をくくりつける。右手に輪鈴を持ち, 左手に「花舞」では色幣, 「刀舞」では刀, 「弓舞」では弓を採って舞う。太夫が刀, 弓, 鎧, 旗, と天臺將軍の装束を順次整えてから「弓舞」となる。天臺將軍は五方の天蓋にくくり付けた米袋を弓の筈で順次突き破り, 最後に中央の米袋を突き破って神がかり。神がかりと全員で太鼓に座らせ, 太夫はその神がかりを「六根の祓い」で解く。すると天臺將軍はすっと立ち, 五方と天地に向かい放矢し悪霊封じをする。この舞は「死に入り」という名で伝えられており,

死者や死霊祭祀の場で実施されていたことを暗示している。神楽発祥の問題に関わり貴重である。

[所見]

- ① 近世中期から行われていたことが推定でき、文政2年(1819)の「書出帳」に実演が明記されている神楽で、伝承の歴史性は明確である。
- ② 近世以前から実施されていた、舞殿を仮設する伝統を今日に残している。
- ③ 十二神祇神楽の型を忠実に伝承し、加えて中世神楽の根幹をなす「湯たて」「所務分」「荒平」「天臺將軍」等を伝承している。
- ④ 特に神がかかる「天臺將軍」の実演が可能である。神がかりを伴うこの舞は県内でわずか2例しか現存せず、原神楽の「天臺將軍」はとりわけ格調高い。なお、安芸太田町筒賀の梶原典公氏所蔵の天臺將軍の詞章を記した資料には、この舞の主旨が正確に伝えられている。

以上のように、原神楽は神楽の起源に関わる「天臺將軍」を伝承していることに卓越した価値があり、広島県無形民俗文化財として指定の上、保存・活用することが適当と考える。

三村部会長：(スライド及びDVD説明)

以上のことについて、審議した結果、「原神楽」は広島県無形民俗文化財としての指定に値すると判断いたしました。

澤登会長：ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成23年8月28日及び11月10日に民俗文化財部会で慎重に御審議いただき、平成23年11月30日付けで、民俗文化財部会長から指定に値すると認める旨の報告を頂いております。

澤登会長：それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

中田会長職務代理者：DVDを見ると、本来の衣装ではなく普段着のままの団員が登場して

いましたが、神楽団の経済状況が心配です。ひいては、将来的に伝承可能な組織なのでしょうか。

三村部会長： 神楽の多くは庶民が伝えるものです。県指定文化財の中にも後継者の確保に不安なものもあるようですが、原神楽は子ども神楽と伊勢神社神楽団の二つが伝承しており、地域に根ざして活動しています。心配ありません。

澤登会長： 資料の2ページの上から3行目に記される舞殿の天井の構造は、どうなっているのですか。

三村部会長： 神楽は空が見えないといけないので、天井はありません。四隅の柱の上に横木をクロス状に渡し、その上に竹笹を載せています。

澤登会長： 分かりました。

ほかはないようでしたら、「原神楽」は広島県無形民俗文化財に指定することが適当である旨答申することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいます。

この後の事務処理は事務局が行ってください。

#### 広島県史跡の追加指定について

澤登会長： 次に、(2)の「広島県史跡の追加指定について」、審議します。今回の案件は「梅木平古墳（梅慶庵）」です。

この案件は、広島県教育委員会教育長から、平成23年3月25日付けで、広島県文化財保護審議会会長あて、広島県史跡の追加指定について当審議会の意見を求める旨の諮問がなされ、同日付けで史跡部会と埋蔵文化財部会の合同部会に付託したものでございます。

この件について、史跡部会の小都部会長から御説明をお願いします。

小 都 部 会 長 : 資料番号 2 を御覧ください。

「梅木平古墳（梅慶庵）」については、平成 23 年 3 月 4 日に追加指定申請がなされ、6 月 22 日に、史跡部会長の私と古瀬埋蔵文化財部会長とで現地調査を行い、古瀬部会長が調書案を作成の上、12 月 5 日に、史跡部会及び埋蔵文化財部会の合同で審議いたしました。

まず、事務局から調書を朗読してください。その後、古瀬部会長が説明します。

事 務 局 : (調書朗読)

広島県史跡指定調書（案）

【種別】史跡

【名称】梅木平古墳（梅慶庵）

【員数】1 基

【所在地】三原市本郷町下北方字梅木平1295番地、1296番地、1290番地のうち64.36㎡、1294番地のうち270.42㎡、1301番地1のうち140.86㎡、1301番地2、下北方二丁目1297番地のうち409.80㎡、無番地の里道のうち14.47㎡

【所有者】梅本 實、梅本明美、三原市

【規模・形状】墳丘規模は不明、横穴式石室の現存規模は、全長 13.25 m、奥壁幅 3.02m、高さ 4.21m。

【指定対象面積】1450.91㎡（既指定面積：48㎡）

【その他】三原市本郷町下北方字梅木平 1295 番地は、昭和 24 年 10 月 28 日付けで広島県史跡梅木平古墳（梅慶庵）に指定されている。

【現 状】

梅木平古墳は墳丘の大半が流失し、墳形も定かではない。このため、古くから開口する横穴式石室は、天井石や側壁の一部が露出する現状にある。古墳は急傾斜で立ち上がる山腹の裾から少し突出する小さな尾根

筋上に築かれている。古墳の前面は民家裏の急斜面に接し、墳丘背後は幅 20 数 m に及ぶ「平坦面（畑地）」を挟んで急傾斜の山脚に至る。この墳丘背後の平坦地は山丘から墳丘を切り離し、区画するもので、墳丘背後の造成溝と理解できる。

#### 【概 要】

梅木平古墳は全長 13.25m、幅 3.02m、高さ 4.21m という、県内最大級の大型横穴式石室を有する、広島県を代表する後期古墳である。横穴式石室の形態から、7 世紀代の旧本郷町域に築造された御年代古墳、貞丸古墳群など特徴的な後期古墳に先行して築かれた、当該期におけるこの地域最大の首長墓である。広島県で最も早く建立された古代寺院、横見廃寺も近在するだけに、広島県の古代史解明になくてはならない最重要の遺跡である。石室内からの出土遺物は知られていないが、石室の型式からは 6 世紀末から 7 世紀初めの築造と考えられる。

#### 【所 見】

梅木平古墳では近年、墳丘盛土の流出が激しく、崩落の見られる部分もある。また、横穴式石室も石材の露出が目立ち、内部に雨水が浸水する状況にある。しかし、既指定地は墳丘頂上のごく一部のみで、石室入口部ですら、指定対象外である。平成 23 年 3 月に、三原市教育委員会が墳丘規模や古墳範囲等の現況確認のため、試掘調査を実施したが、墳丘周辺にはかなり広い人工造成がなされ、墳丘規模も直径 30m 級に及ぶ可能性が指摘された。このため、墳頂部のみの 48 m<sup>2</sup> という狭い現在の指定面積では古墳の今後の保護活用に大きな支障をきたすことが予想され、古墳の実態に即した指定地面積を確保することが喫緊の課題となった。また、墳丘の多くの個所に崩落があり墳丘の大部分は失われている中で、特に南西側斜面については墳丘盛土が残されており、早急な崩落防止工事の検討も必要と判断できる。こうした状況をかんがみ、古墳

の周辺域まで指定することで、今後の適切な保存と活用を図ることができ、追加指定することは適当と考えられる。

また、現地調査したところ、古墳の墳丘規模が直径 30m 級となる可能性も想定されることや墳丘背後の造成溝から、平成 23 年 3 月 4 日に申請された範囲よりさらなる追加指定の拡大が必要とされた。これを受けて、地権者との調整の結果、平成 23 年 7 月 20 日に下北方字梅木平 1294 番地の一部及び下北方二丁目 1297 番地の一部の追加申請が行われた。この結果、指定範囲が大幅に拡大することにより、「梅慶庵」を含めた墳丘の一部を指定したことから付けられていた従来の名称「梅木平古墳（梅慶庵）」のうち、括弧付きの梅慶庵の部分は史跡指定の本質的価値を構成する重要な諸要素でないことから、今回の追加指定に際して名称を「梅木平古墳」と変更することが適当である。なお、「梅慶庵」については古墳と直接的な関係はないとみられるが、地元で信仰の対象とされ、今に守り伝えられてきたものである。

古瀬部会長：（スライド説明）

以上のことについて、審議した結果、当該申請地は広島県史跡「梅木平古墳（梅慶庵）」の指定範囲として追加指定に値すると認め、また名称を「梅木平古墳」に変更することは適当であると判断いたしました。

澤登会長：ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成 23 年 6 月 22 日に史跡部会及び埋蔵文化財部会の両部会長が現地調査し、平成 23 年 12 月 5 日に史跡部会及び埋蔵文化財部会の合同部会で慎重に審議いただき、12 月 14 日付けで、史跡部会長及び埋蔵文化財部会長から当該地は広島県史跡「梅木平古墳（梅慶庵）」としての追加指定に値すると認める、また名称を「梅木平古墳」に変更することは適当である旨の報告を頂いております。

それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言

ください。

中田会長職務代理者 : 石室の容量は、私の計算ではおおよそ160m<sup>3</sup>あるようですが。

古瀬部会長 : 石室全体はそうですが、遺体を納める玄室の容量は先程スライド説明で申し上げたとおり70～80m<sup>3</sup>です。

中田会長職務代理者 : 石室の向きと追加指定地の方向がずれているように思えるのですが、いかがですか。また、円墳ですか。

古瀬部会長 : 通常、横穴式石室は南北に向くのが一般的ですが、地形の制約を受けたものと思われます。

円墳なのか方墳なのか、はたまた前方後円墳なのかは不明ですが、近畿地方の天皇陵は、この時期（古墳時代後期）に前方後円墳から円墳又は方墳に変わるので、この古墳は円墳又は方墳の可能性が高いと思います。この時期に30mを超えるものは珍しく、圧倒的な大きさです。

澤登会長 : ほかにないようでしたら、広島県史跡「梅木平古墳（梅慶庵）」の追加指定は適当である、また名称を「梅木平古墳」に変更する旨答申することに、御異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、そのように取り計らいます。

この後の事務処理は事務局が行ってください。

【以上、非公開】

その他

澤登会長 : そのほか、何か御意見がございますか。

古瀬委員 : 埋蔵文化財については、県からかなりの自治体に権限が移譲されているようです。移譲後の県の関わりはどうなっていますか。

文化財課長：埋蔵文化財については、専門の職員がいる市町に対し権限を移譲しています。権限移譲した市町にも、助言・支援は行っています。また、毎年春に、担当者研修会を開催し、国の施策の周知に努めたり、随時助言を行っています。

古瀬委員：質問した理由は、三原市と東広島市で重要な遺跡が開発により発掘調査後に削られて壊される事例があったため、権限移譲後、県は手をこまねいて見ているだけでよいのかと思ったからです。

三原市では、三太刀遺跡が何も残らない計画です。遺跡は、中世の領主である小早川氏の館跡と推定され、庭園跡が見つっています。遺跡の高い所には、後漢鏡が出土した古墳があり、前方後円墳の可能性あります。

東広島市の横田第1号遺跡では、現地説明会も行われなまま壊されました。この遺跡は、弥生時代の集落跡で、巨大な掘立柱建物跡が見つかり、これは神殿建築又は神社の遺構と推定されます。

両市とも担当者が配置されています。県としての考えをお聞きしたいと思います。

文化財課長：遺跡の保存と開発との調整は、それぞれにそれぞれの事情もあり、大変難しい問題です。委員御指摘の遺跡のほかにも、先ほど報告させていただいた中国横断道尾道松江線の工事に伴って発掘調査を実施した三次市の宮の本第24号古墳も現地保存ができませんでした。

しかし、報告させていただいたように、三次市いにしへの里に移設する計画で、現状保存とは別の形で保存することも、事業者と協議して行いました。

委員が御指摘の件については、三原市と東広島市が中心となって行われた事業ですので、それぞれに事情があると思いますが、今後連携を図りながら文化財保護に努めてまいりたいと思います。

古瀬委員：かつて中国自動車道の建設に際しては、直径が30mを超える古墳や前方後円墳は、事前協議してできるだけ残していくという暗黙の了解が保たれていました。権限移譲によって、県に情報すら入ってこない状況になりました。権限移譲によって各自治体に任せざるを得ないのは分かりますが、保護・保存については何らかの措置を講じられる方法を考えていただきたい。

次に、いつも申すことですが、廿日市市と三次市は、文化財の数が抜きん出て多いのに、専門職員が配置されていません。県からも強い指導をお願いしたい。

文化財課長：三次市は、専門職員がおり、その他の担当職員も研修を受けています。権限移譲も行っています。廿日市市も今年度から専門知識・技術を有する職員が配置され、発掘調査も行っています。権限移譲はまだ行っていません。

古瀬委員：三次市の職員は、私よりも年上の嘱託職員です。私でも図面を書くのは困難な年令です。図面を書くにも難しい年令の者ではなく、もっと若い方の体制整備をお願いしたい。

藤田委員：先ほどの古瀬委員のお話で初めて三原市の三太刀遺跡の情報を知りました。中世の住宅史を専門とする者として、小早川氏の重要性もよく存じています。このように、とかく情報が回ってこない状況にあります。せめて、情報が専門家に回ってくるようなシステムを真剣に考えるべきだと思います。教育委員会が動けないことでも、我々専門家なら動けることもあります。情報のないままに文化財が失われていくのを黙認していくのは、教育委員会として正しい態度とは言えないと思います。委嘱されている以上は、専門委員の判断で動けるようにしていただければよいと思います。

文化財課長：発掘調査情報は、ホームページで発信していますが、それ以上の方法

を検討したいと思います。市町の行事については、情報の周知を徹底するように担当者会議等を通じてお願いしたいと思います。

遺跡の保存と開発との調整は、奈良県でも長屋王の邸宅跡が残せなかったように、大変難しいものがあります。ただ、できるだけ調整していきたいと思います。

澤 登 会 長 : 審議会ですることと、教育委員会にしてほしいことがあろうかと思いますが、今出てきた意見は、審議会としては直接どうにもできないことです。我々審議会委員の職務は、教育委員会が諮問したことについて、審議し答申することです。個人としてお願いしても、迫力がないものですから、何とか、文化財的な価値が失われないように、教育委員会の方で対応していただけるようお願いします。

中田会長職務代理者 : 文化財の保存については、文化財保護条例があるんでしょう。これに基づいて運用すれば、よいのではないかと思います。ですから、保護条例を勉強しなければいけませんね。審議会に情報が来たときでは、もう遅いんです。

古 瀬 委 員 : 県の立場で県内の情報を的確に仕入れて、「これは重要なものではないか」と審議会に諮っていただければと思います。

澤 登 会 長 : 遺跡の調査等の情報に関しての問い合わせは、市町にすればよいのですか。

文化財課長 : 県でも構いませんが、地元で調査等行っている場合もあり、より詳しい情報をお持ちですので、地元の市町の方がよいと思います。

中田会長職務代理者 : 昭和40年頃だったと思いますが、審議会委員が積極的に動いたのではないかと思います。多くの指定をして保存していったように記憶しています。

古 瀬 委 員 : 宮の本第24号古墳の石棺についても、かつて審議会委員が「石棺だけでも保存すべきだ」と文化課に申入れをした結果、保存されることが決

まりました。

澤 登 会 長 : 今のようなお話があった場合、窓口はどこになりますか。

文化財課長 : 審議会委員からのお話でしたら、文化財保護係にお願いします。

閉会

澤 登 会 長 : ほかにないようでしたら、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。

これをもちまして、広島県文化財保護審議会を閉会いたします。

それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。

事 務 局 : 長時間にわたり御審議ありがとうございました。

閉会に当たり、管理部長の木原が御挨拶を申し上げます。

管 理 部 長 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。

本日御審議いただいた結果につきましては、事務局において、所定の手続を進めることとさせていただきます。

さて、現在の広島県文化財保護審議会委員の任期はこの12月31日までとなっております。現在の委員のうち、澤登宜久会長、片桐功委員、山崎博史委員には、今期をもって御退任されることとなりました。

御退任の委員の皆様には、5期10年の長きにわたり、本県文化財保護行政に御尽力いただき、誠にありがとうございました。

今後とも、本県文化財保護行政の発展のために御指導、御鞭撻、御助言を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

なお、教育委員会への御要望につきましては、情報提供や御意見を受け止めて、どういうことができるか事務局としても検討してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

今日は、どうもありがとうございました。